

平成27年10月2日（金）

尼崎市環境審議会

資料2

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の 中間報告の概要について

尼崎市 経済環境局 環境部
資源循環課



尼崎市一般廃棄物処理基本計画とは

位置づけ

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、尼崎市の一般廃棄物処理施策の基本的な方向性などを定めたもの

基本理念

「循環型社会」と「低炭素社会」を両立した効率的かつ持続可能なごみ処理システムの構築

計画期間

H23年度～H32年度(10年間)

計画基準年度

H21年度



尼崎市一般廃棄物処理基本計画の基本方針

1. ごみの発生・排出の抑制
2. 経済的かつ効率的な処理体制の構築
3. 環境負荷の抑制
4. さらなる資源循環の推進
5. 市民・事業者・行政との協働体制の確立

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標値

家庭から排出される「燃やすごみ」量を
H21年度520g/人・日から**480g/人・日**
まで減らします。

事業系ごみ量をH21年度より**10%**減らし
ます。(58,525t 52,672t)

焼却対象量をH21年度より**11%**減らし
ます。(154,395t 136,299t)

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標達成効果

現在

クリーンセンター第1工場と第2工場で処理

目標達成後

H37年度に耐用年数を迎える**第1工場の建替えが不要**となり、第2工場のみでの処理が可能となる。

第1工場建替え費用 約56億円

第1工場運転経費 約5億円/年

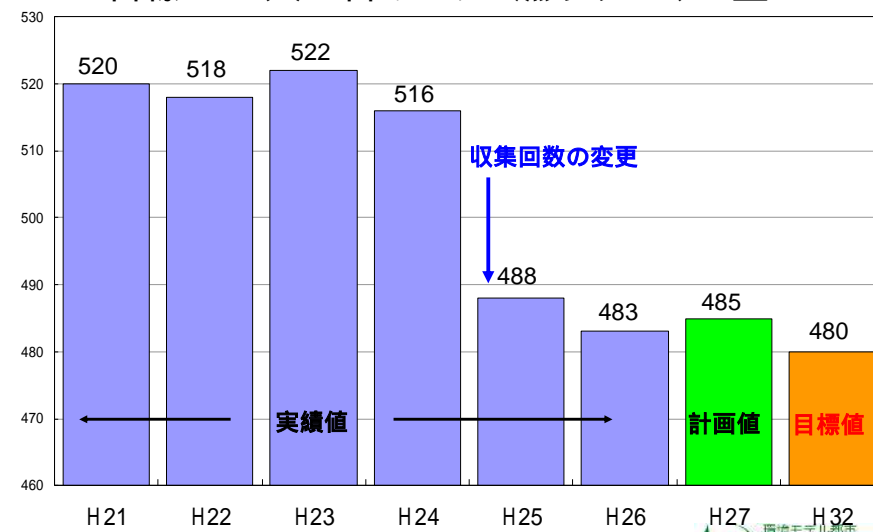
の経費が節約できる。

4



尼崎市一般廃棄物処理基本計画の現状

(g) 目標 1人・1日あたりの燃やすごみの量

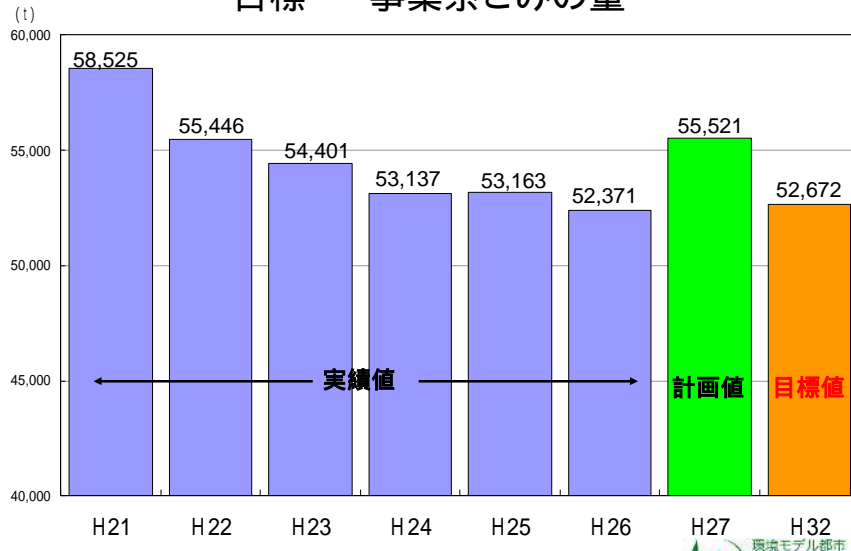


5



尼崎市一般廃棄物処理基本計画の現状

目標 事業系ごみの量

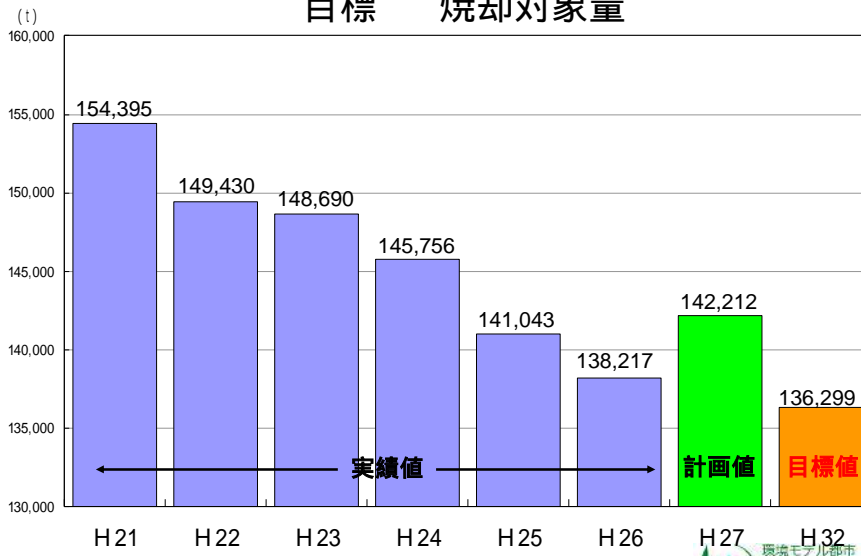


6



尼崎市一般廃棄物処理基本計画の現状

目標 焼却対象量



7



ごみ減量・リサイクルのための取組

1(1)ウ 使い捨ての抑制

レジ袋削減協定業者数の拡大(H23.8社 H26.15社)や、スーパーだけでなくドラッグストアとも協定を締結するなどし、事業者と協働して、市民への啓発を行っています。

また、日本フランチャイズチェーン協会を通して、市内のコンビニをレジ袋削減協力店とし、市民へのレジ袋削減の啓発の協力を依頼しています。



ごみ減量・リサイクルのための取組

2(2) 効率的な収集体制の構築

H25年度より、さらなるごみの減量・リサイクルを進めるため、「紙類・衣類の日(月2回 週1回)」と「燃やすごみ(週3回 週2回)」の収集回数変更を行うことで、効率的な収集体制を確立しました。今後とも、引き続き効率的な収集体制の構築に努めていきます。



ごみ減量・リサイクルのための取組

2(3)ア ごみ減量化のための有料化の検討

H26年度までの結果においては、計画通りにごみ減量が進んでおり、H32年度までこの傾向が維持されるのであれば、本計画期間中においては有料化の検討は行いません。

2(3)イ 事業系ごみのクリーンセンター使用料についての検討

全庁的な使用料・手数料の改定時期であるH28年度に併せ、他都市の改定状況等を勘案しながら必要な使用料の改定を検討しています。

ごみ減量・リサイクルのための取組

4(1)ア(ア)ｃ 資源集団回収優良団体表彰制度

何を表彰の対象とするか(回収量、活動実績など)や、各団体の活動意欲の活性化に繋がる効果的な表彰方法などについてを検討していきます。

4(1)イ(ア)ｃ 堆肥の利用法

自家製堆肥の他人への譲渡や公的な土地での使用ではなく、各家庭菜園などでの使用を勧めていきます。

ごみ減量・リサイクルのための取組

4(2)ア(イ) 小規模事業所でのリサイクルの促進

新たな回収システムの構築には至っていませんが、今後も引き続き、各排出事業者により適正に処理するよう啓発・指導を行なっていきます。

4(2)イ(ア) 食品リサイクル法の利用促進

食品リサイクル法に基づくリサイクルを目的とした食品廃棄物に限り、一般廃棄物収集運搬業の事業範囲を拡大(積替え・保管を含む)することで、食品リサイクルの利用促進を図りました。

ごみ減量・リサイクルのための取組

4(2)エ(イ) 事業者・市民への適正処理についての啓発

排出事業者に対し、事業系ごみ適正処理を周知するため、パンフレットを作成し、商工会や工業会などの業界団体に配布するとともに、団体が主催する会合において説明を行いました。



4(4)ア 小型家庭用電気機器の回収とリサイクル

H27年度より、尼崎市立クリーンセンターへの持ち込みごみを対象に、国の認定事業者へ引き渡しを開始しました。今後は、金属製小型ごみや、大型ごみも対象にすることを検討しています。

また、宅配便を利用した小型家電回収を行う国の認定事業者と協定を締結し、市民の利便性の向上を図りました。

ごみ減量・リサイクルのための取組

4(4)ウ 蛍光管等の回収とリサイクル

H25年度に水俣条約が採択されたことから、蛍光管等の水銀含有廃棄物の処理方法について、国の動向を確認しながら対応を検討していきます。

5(3) 広域的な取組の検討

県を通じて、県内の広域処理の動向などの情報収集を行っており、今後も引き続き情報収集に努めていきます。

今後の方針

H32年度における目標達成に向け、引き続きごみ減量・リサイクルなど、計画に基づいた取組を進めていきます。